

## 第11章 スマホソフトウェア競争促進法に関する業務

### 第1 概説

スマホソフトウェア競争促進法は、特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）に係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、令和6年6月12日に国会で成立し、同月19日に公布された。同法は、規制対象事業者の指定に関連する規定等を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。規制対象事業者の指定に関連する規定については、公布の日から起算して6月を経過した日である同年12月19日に施行された。

スマホソフトウェア競争促進法は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者（「特定ソフトウェア事業者」という。）のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定することとともに（指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）、特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者の禁止行為及び講ずべき措置を定めている。

具体的には、指定事業者の禁止行為として、①取得したデータの不当な使用（同法第5条）、②個別アプリ事業者に対する不正な取扱い（同法第6条）、③他のアプリストアの提供妨害（同法第7条第1号）、④基本動作ソフトウェアにより制御される機能の利用妨害（同条第2号）、⑤指定事業者以外の課金システムの利用制限（同法第8条第1号）、⑥個別アプリ事業者に対する利用者への情報提供制限（同条第2号）、⑦指定事業者以外のブラウザエンジンの利用妨害（同条第3号）、⑧利用者確認の方法の表示義務付け（同条第4号）及び⑨検索結果の表示における自社サービスの優先表示（同法第9条）を定めている。また、指定事業者の講ずべき措置として、⑩データの取得等の条件の開示に係る措置（同法第10条）、⑪取得したデータの移転に係る措置（同法第11条）、⑫標準設定等に係る措置（同法第12条）及び⑬特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置（同法第13条）を定めている。

これらの規定に違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会は、指定事業者に対し、前記①から⑨までについては排除措置命令をすることができる旨（同法第18条）を、前記③から⑥までについては課徴金納付命令を命じなければならない旨（同法第19条）を、前記⑩から⑬までについては必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨（同法第30条第1項）及び正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合には命令を行うことができる旨（同条第2項）を定めている。

### 第2 特定ソフトウェア事業者の指定

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令」（令和6年政令第376号）では、スマホソフトウェア競争促進法において規制対象事業者として指定される特定ソフトウェア事業者の規

模を、年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェア（検索エンジンについては、検索エンジンを用いた検索役務）を月1回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が4000万人と定めている。公正取引委員会は、令和7年3月26日、スマホソフトウェア競争促進法第3条第1項の規定に基づき、当該政令で定める規模以上の特定ソフトウェア事業者を同法の規制対象事業者として指定し、同月31日に公表した（第1表参照）。

第1表 指定した特定ソフトウェア事業者

| 番号 | 指定事業者の名称   | 当該指定に係る特定ソフトウェアの種類            |
|----|------------|-------------------------------|
| 1  | Apple Inc. | 基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ        |
| 2  | iTunes(株)  | アプリストア                        |
| 3  | Google LLC | 基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン |

（注）Apple Inc. と iTunes(株)は、共同してアプリストアを提供している。

### 第3 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けて、セキュリティの確保や青少年の保護等を図りつつ、特定ソフトウェアに係る競争を促進する観点から、政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項及びガイドラインの内容について検討を行うことなどを目的として、令和6年9月以降、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」（座長 依田高典 京都大学大学院経済学研究科教授（役職は令和7年3月31日時点））を開催しており、令和6年度内に9回にわたって検討を行った。

### 第4 デジタル競争グローバルフォーラム

公正取引委員会は、令和7年1月31日、東京において、「第1回デジタル競争グローバルフォーラム：規制と国際連携」を開催した（オンラインで同時配信）。

第1回デジタル競争グローバルフォーラムでは、各国・地域の競争当局（注）職員や研究者、実務家、関係事業者等が、「デジタル市場における各国当局による対応と国際連携」、「デジタル規制の運用における企業と当局のコミュニケーションの在り方」及び「デジタル規制をどう『フューチャープルーフ』にするか」という3つのテーマについて議論を行った。

（注）競争・市場庁（英国）、連邦取引委員会（米国）、欧州委員会競争総局及び通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局（EU）、競争・消費者委員会（オーストラリア）並びに公正取引委員会（日本）が参加。